

新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置付け変更後のマスク着用と 風邪症状の対応について

平素より、保護者の皆様には当園の運営と新型コロナウイルス感染症対策にご尽力、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスについて、5月8日から感染症法上、季節性インフルエンザと同様の5類に移行されることを受けて、園児のマスク着用と風邪症状時の対応を下記のように変更させていただきます。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

マスク着用について

【従来】

3歳以上児は屋内活動ではマスク着用。

【5月8日以降】

園児のマスク着用は保護者の判断とします。基本的に登園時に着用しているか否かで判断させていただきます。特に着用させたい保護者の方は担任へお伝えください。※マスクを着用している園児については熱中症対策として場合によっては屋内でも外して活動する場合がありますことご了承ください。また、職員のマスク着用についても個人の判断とさせていただきます。

園で37.5℃以上の発熱が確認された場合について

【従来】

37.5℃以上の発熱はお迎えをお願いし、平熱に戻ってから24時間経過後でないとお預かりできません。
（「入園のご案内」に記載）

【5月8日以降】

従来通りとしますが、降園後すぐお家では熱が下がり、ほかに症状（咳、鼻水、食欲不振、嘔吐、下痢等）が無く元気な場合、翌日はお預かりします。ただし、感染症法で高熱とされる38℃以上園で確認された場合、この限りではないので翌日はお預かりできません。

発熱や風邪症状でお休みした園児の“きょうだい園児”の対応について

【従来】

熱や風邪症状が無くても一緒にお休みしていただく。

【5月8日以降】

健康であれば“きょうだい園児”はお預かりします。なお、新型コロナウイルスやインフルエンザと診断された場合はなるべく一緒にお休みしていただきますようお願いいたします。